



解雇を巡る法律上の諸問題

—懲戒解雇・普通解雇の有効性を中心として—

- ☑ 解雇処分を行う際に法的に理解しておくべきことは何か？
- ☑ 懲戒解雇と普通解雇をどのように選択すべきか？

解雇は、使用者による一方的な労働契約の解消であり、労働者にとっては、自らの意思に関わらず、生活の糧となる賃金を受け取る権利を失うことになるため、労使間でトラブルになりやすいことは言うまでもありません。

本セミナーでは、懲戒解雇・普通解雇の有効性に関する近時の裁判例を踏まえて解雇に関する基本的な理解を踏まえて、解雇処分を行う際に実務上、留意しておくべき点を解説します。

日時

令和5年6月29日（木）

午後3時～5時

講師

弁護士 山中 健児

（石寄・山中総合法律事務所代表弁護士）

開催方法

WEB 開催

定員

100名

（Microsoft Teams meeting を使用）

対象者

企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費

5,500円（税抜5,000円）

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法

FAX 又はメールでお申し込みください（申込み〆切り6月23日（金））。

【講義プログラム】

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 労働契約終了の各場合 | (2) 普通解雇 |
| (1) 解雇とその他の退職事由 | ・有効になるための要件 ・典型事例 |
| (2) 普通解雇と懲戒解雇 | ・処分の選択における懲戒解雇との区別 |
| (3) 就業規則の定め | (3) 退職を勧奨する際の注意点 |
| (4) 解雇予告の手続と法的留意点 | ・退職意思が示された場合の確認事項 |
| 2. 類型に応じた検討 | 3. 近時の裁判例を踏まえたケーススタディ |
| (1) 懲戒解雇又は諭旨解雇 | (1) 事例の紹介 (2) 判断のポイント |
| ・有効になるための要件 ・典型事例 | (3) 実務上の留意点 |
| ・退職金の減額又は不支給 | 4. 質疑応答 |

【次回開催予定】8月2日（水）午後3時～5時（テーマ：整理解雇、解雇以外の退職事由）

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込み〆切り6月23日(金)

「解雇を巡る法律上の諸問題」 日時：令和5年6月29日(木)午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いいたします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ()	FAX ()
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい) 送付先住所 _____ 所属・役職・ご担当者氏名 _____	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。